

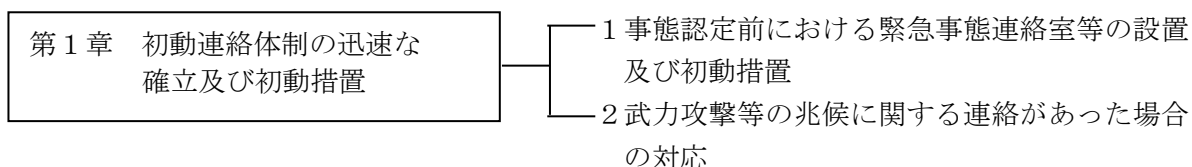
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

計画の体系



1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

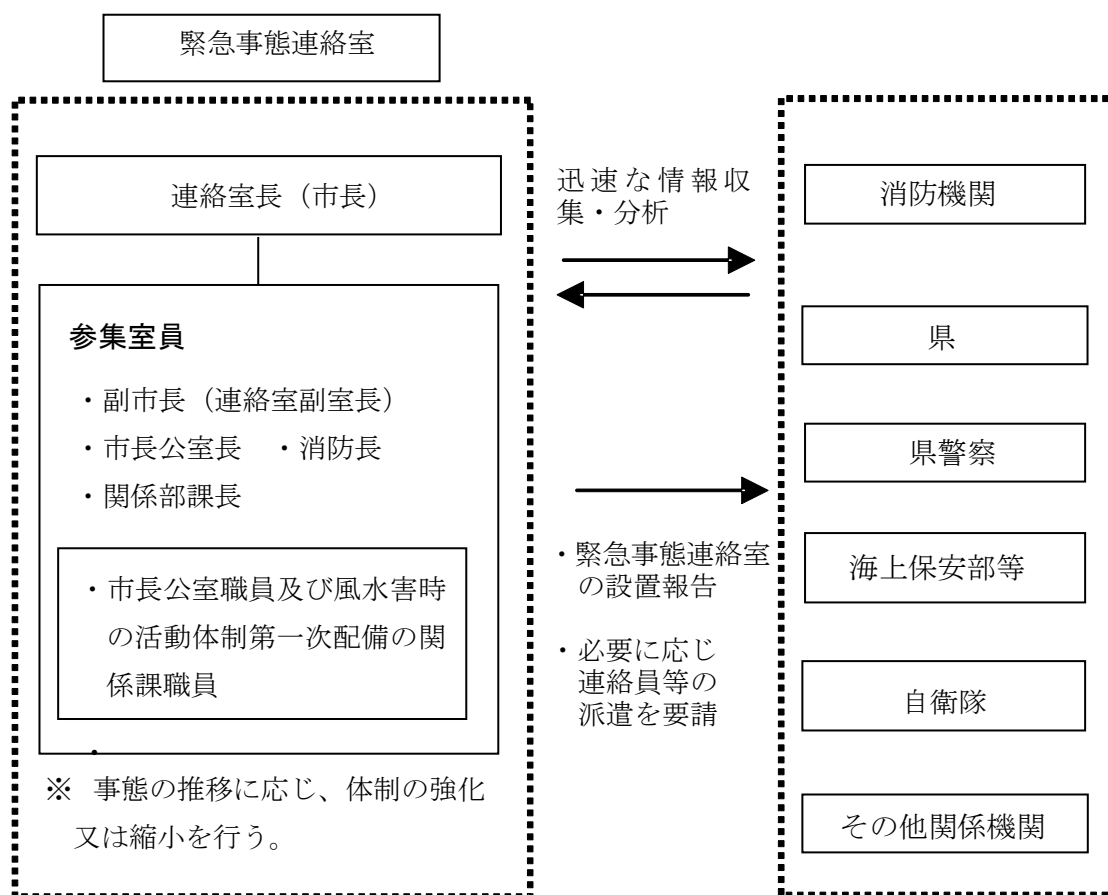
(1) 初動時情報収集体制

- ① 市は、警察、消防等からの連絡その他の情報により、市の各部局等が武力攻撃事態等の可能性のある事案の発生を把握した場合等においては、直ちにその旨を市長及び幹部職員へ報告するとともに、他の関係部局へ連絡し、初動時情報収集体制を確立する。
- ② 市は、情報収集や関係機関との連絡調整に努めるとともに、突発的な事案が発生した場合等における調整を行い、あわせて、緊急事態連絡室体制への移行準備を行う。

(2) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、市長公室職員など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。
- ② 市は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。
- ③ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関（警察、自衛隊等）を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

緊急事態連絡室の構成



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法に基づき作成された市地域防災計画に従い、災害対策本部が設置されていた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

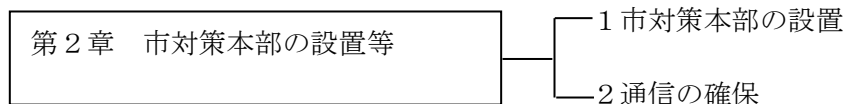
市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

計画の体系



1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、丸亀市役所4階災害対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等（ロジスティックの確保）を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により、適宜変更を検討する。

また、市の区域を越える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、政府において事態認定が行われたが、本市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市の各部課は、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において必要な措置を実施する。また、各部課から市対策本部へ支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。市対策本部内には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、各関連機関との連絡調整、通信回線や通信機器の確保、その他対外的な広報活動を行う事務局を整備する。

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次頁のとおりとする。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

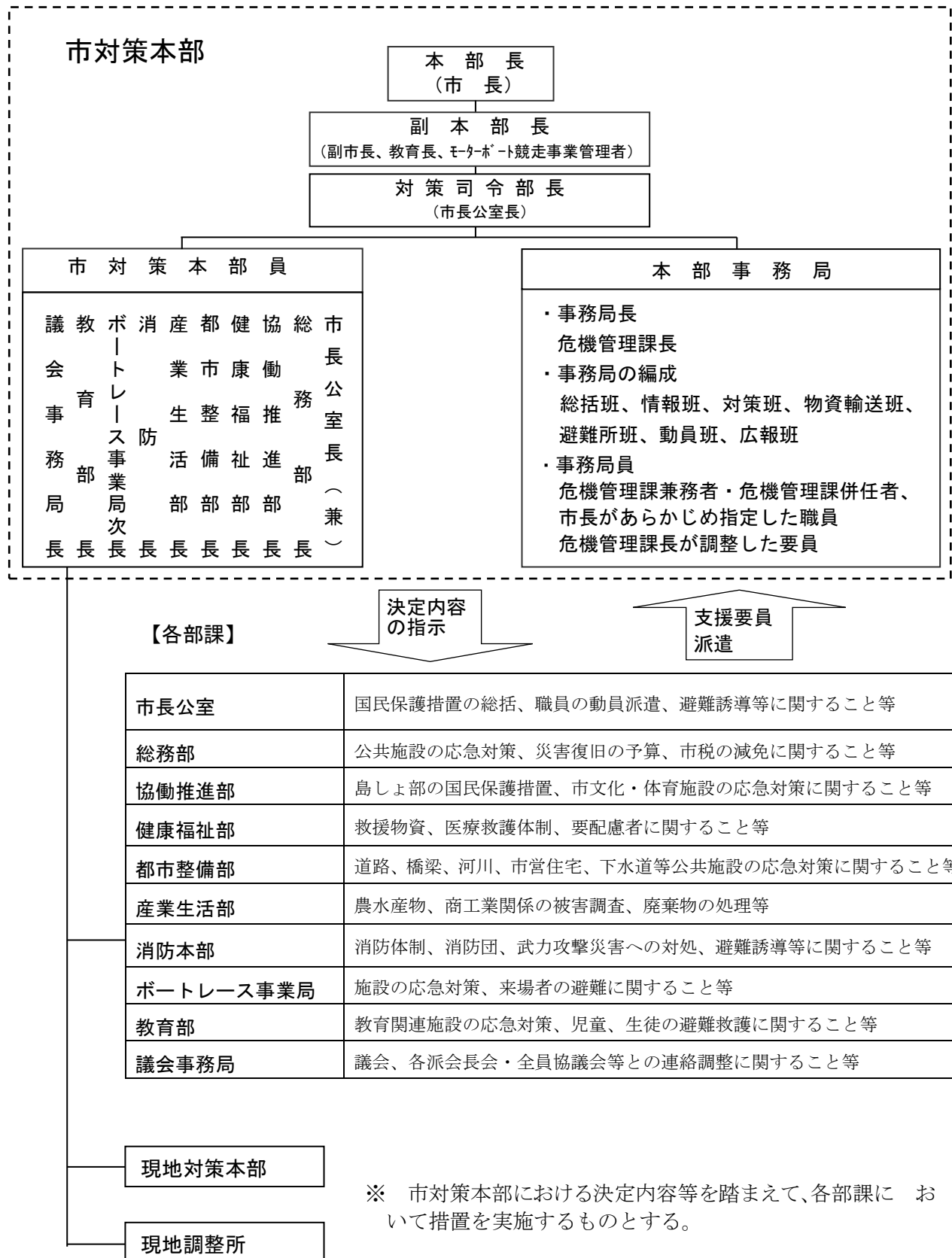
② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

市対策本部の組織構成及び機能



【市対策本部事務局の組織構成及び分掌業務】

事務局各班	分 掌 業 務
総務班	(1) 市対策本部の設置、運営に関すること。 (2) 国民保護措置の総括及び調整に関すること。 (3) 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 (4) 県対策本部との連絡・調整に関すること。 (5) 消防本部との連絡・調整に関すること。 (6) 国民保護に係る自衛隊との連絡・調整、派遣要請に関すること。 (7) 国民保護に係る他市町との連絡・調整、応援要請に関すること。 (8) 国民保護に係る指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関との連絡・調整に関すること。 (9) 自主防災組織等との連絡・調整に関すること。 (10) 防災行政無線等の機能確保に関すること。 (11) 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 (12) 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 (13) 各部本部との調整・指示及び連絡に関すること。 (14) 県防災情報システムへの入力に関すること。
情報班	(1) 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること。 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 (2) 気象情報等の伝達に関すること。
対策班	(1) 各課・かいへの災害応急対策の調整・指示に関すること。 (2) 防災関係機関等との連絡・調整に関すること。
物資輸送班	(1) 災害応急対策用の物資等の調達・輸送等に関すること。
避難所班	(1) 避難所の運営及び連絡調整に関すること。
動員班	(1) 職員の非常招集及び動員配備に関すること。 (2) 職員の派遣に関すること。
広報班	(1) 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 (2) 市民への災害広報に関すること。 (3) 市民からの照会、問い合わせ、要請等への窓口対応に関すること。

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部	班	所 掌 事 務
市長公室	政策班	(1) 国の機関、国会議員等の視察等に関すること。 (2) 関係省庁との連絡調整に関すること。
	秘書班	(1) 市民に対する広報・情報の伝達に関すること。 (2) 報道機関等に対する情報提供に関すること。
	デジタル活用推進班	(1) 通信回線や通信機器の確保に関すること。
	職員班	(1) 職員の参集体制の整備に関すること。 (2) 交代要員の確保その他職員の配置に関すること。
	危機管理班 (本部事務局)	(1) 市国民保護協議会の運営に関すること。 (2) 市国民保護対策本部に関すること。 (3) 国民保護措置に関する法令、条例等に関すること。 (4) 避難実施要領の策定に関すること。 (5) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄、整備等に関すること。 (6) 関係機関との連携体制の整備に関すること。 (7) 自主防災組織に対する支援に関すること。 (8) 防災行政無線等の非常通信体制の整備及び確保に関すること。 (9) 武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況等の情報収集体制の整備に関すること。 (10) 安否情報の収集のための体制の整備に関すること。 (11) 特殊標章等の交付等に関すること。 (12) 国民の権利利益の救済に関する文書の保存に関すること。
総務部	庶務班	(1) 公文書の管理に関すること。
	財務班	(1) 災害の応急費・復旧費その他災害関係の予算、財政措置に関すること。 (2) 各部の予算調整に関すること。
	税務班	(1) 避難者の誘導及び安全確保に関すること。 (2) 避難施設の運営体制の整備に関すること。 (3) 安否情報の収集のための体制の整備に関すること。
	人権班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	市民班	(1) 市民等要望事項の把握及び被災者の安否等の問い合わせに関すること。 (2) 遺体の処理に関すること。
	綾歌市民総合センター班	(1) 市民総合センターに係る国民保護措置の総括に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	飯山市民総合センター班	(1) 市民総合センターに係る国民保護措置の総括に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
協働推進部	地域づくり班	(1) 島嶼部を含む避難所の設置に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	まなび文化班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	図書館班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	スポーツ推進班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班	所 掌 事 務
健康福祉部	福祉班	(1) 要配慮者との連絡及びその救援に関すること。 (2) 社会福祉施設入居者に対する対策に関すること。 (3) 避難施設の運営体制の整備に関すること。 (4) 社会福祉協議会とボランティアの受入体制に関すること。 (5) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	子育て支援班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	高齢者支援班	(1) 要配慮者との連絡及びその救援に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	健康班	(1) 医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 救護班派遣及び応急救護所の設置に関すること。 (3) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	保険班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
都市整備部	都市計画班	(1) 地域公共交通に関する連絡・調整に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	建設班	(1) 道路、河川、橋りょう、港湾の調査及び応急対策に関すること。
	建築住宅班	(1) 市営住宅の住民の安否確認に関すること。 (2) 住宅確保に係る関係機関との調整に関すること。
	下水道班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
産業生活部	産業観光班	(1) 商工業関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 (2) 商工業・観光関係施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	農林水産班	(1) 農業、漁業関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 (2) 所管する用地、施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	生活環境班	(1) 避難所等における防犯に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	クリーン班	(1) 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
ポータル事業局	経営班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	営業班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
会計課	会計班	(1) 災害応急対策に伴う資材の緊急調達に関すること。
消防本部	総務班	(1) 消防関係機関の協力要請に関すること。 (2) 消防団との連絡・調整に関すること。 (3) 災害情報等の受領及び伝達に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	予防班	(1) 危険物保管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (2) 災害危険個所の巡視警戒に関すること。 (3) 災害の調査に関すること。
	防災班	(1) 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助活動を含む） (2) 住民の避難・誘導に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
	北消防署班	(1) 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助活動を含む） (2) 住民の避難・誘導に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。

部	班	所 掌 事 務
消防本部	南消防署班	(1) 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む） (2) 住民の避難・誘導に関する事。 (3) 被災者の救出及び搬送に関する事。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
教育部	総務班	(1) 避難施設の設置・運営体制の整備に関する事。 (2) 所管する教育委員会関係施設の被害情報の調査及び応急対策に関する事。
	学校教育班	(1) 児童及び生徒の避難及び救護に関する事。 (2) 児童及び生徒の教育対策に関する事。
	学校給食センター班	(1) 炊き出しに関する事。 (2) 災害時における学校給食に関する事。 (3) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
	幼保運営班	(1) 園児の避難及び救護に関する事。 (2) 園児の教育対策に関する事。
	文化財保存活用班	(1) 所管する文化財施設の被害情報の調査及び応急対策に関する事。
市議会事務局	市議会事務局班	(1) 市議会との連絡調整に関する事。

(5) 市現地対策本部の設置

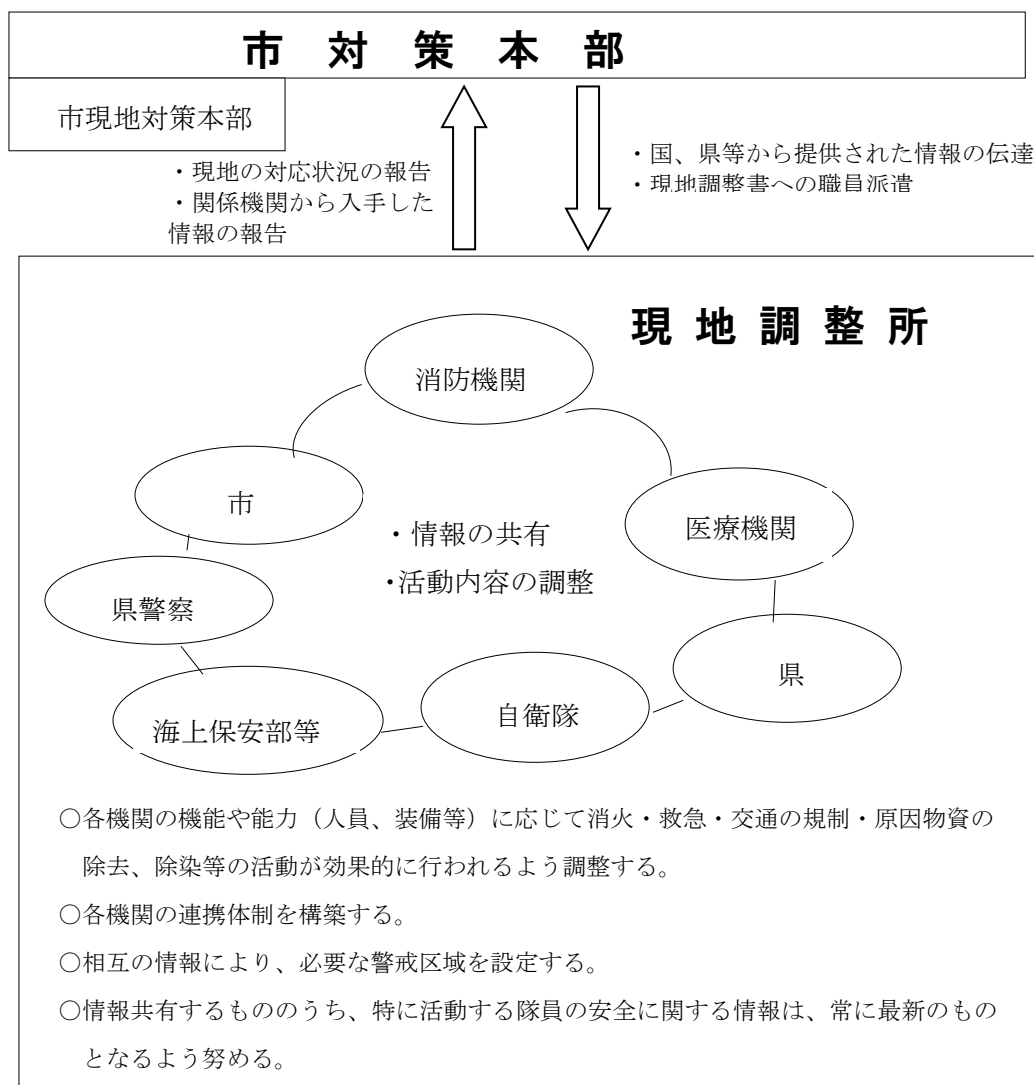
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関と連絡調整を図るものとする。

現地調整所の組織編制例



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために、設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星電話、市の所有する無線通信網若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

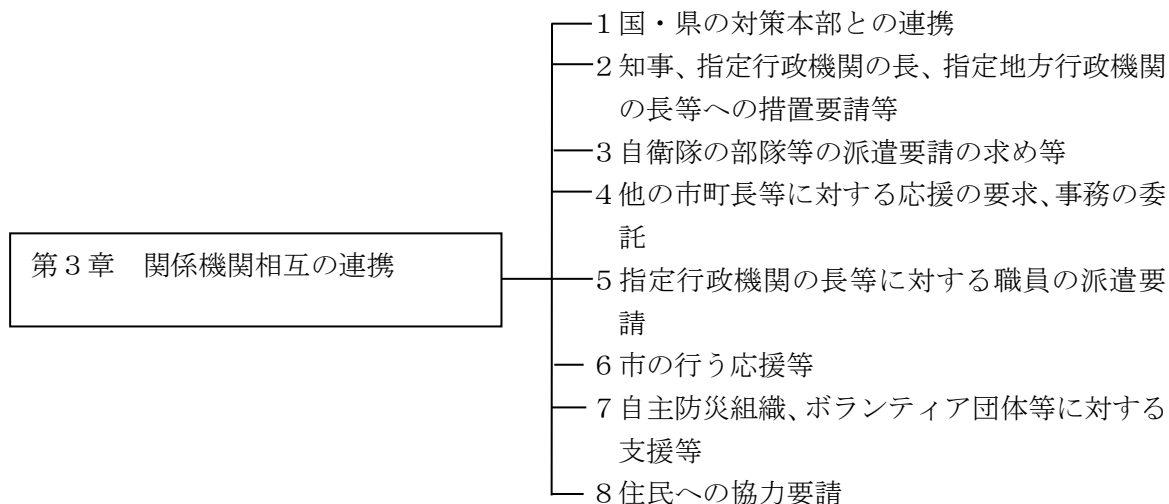
(3) 通信輻輳^{ふくそう}により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳^{ふくそう}により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

計画の体系



1 国・県の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊香川地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求、事務の委託

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、本項(1)の要請等を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、本項(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。この場合において、応援を求められた他の市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を行う際の活動の調整や手続きについては、協定等に基づき行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織、コミュニティ、自治会等による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される社会福祉協議会等が設置するボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

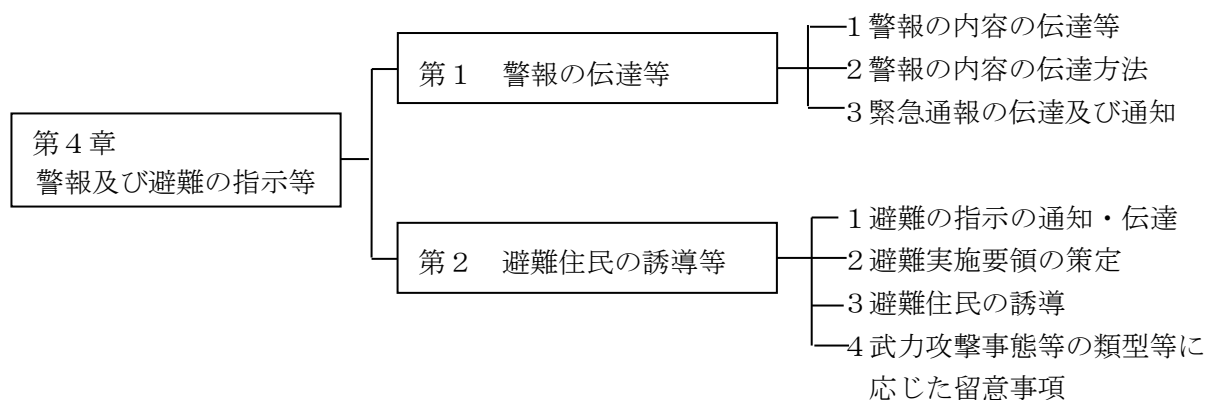
8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

計画の体系



第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

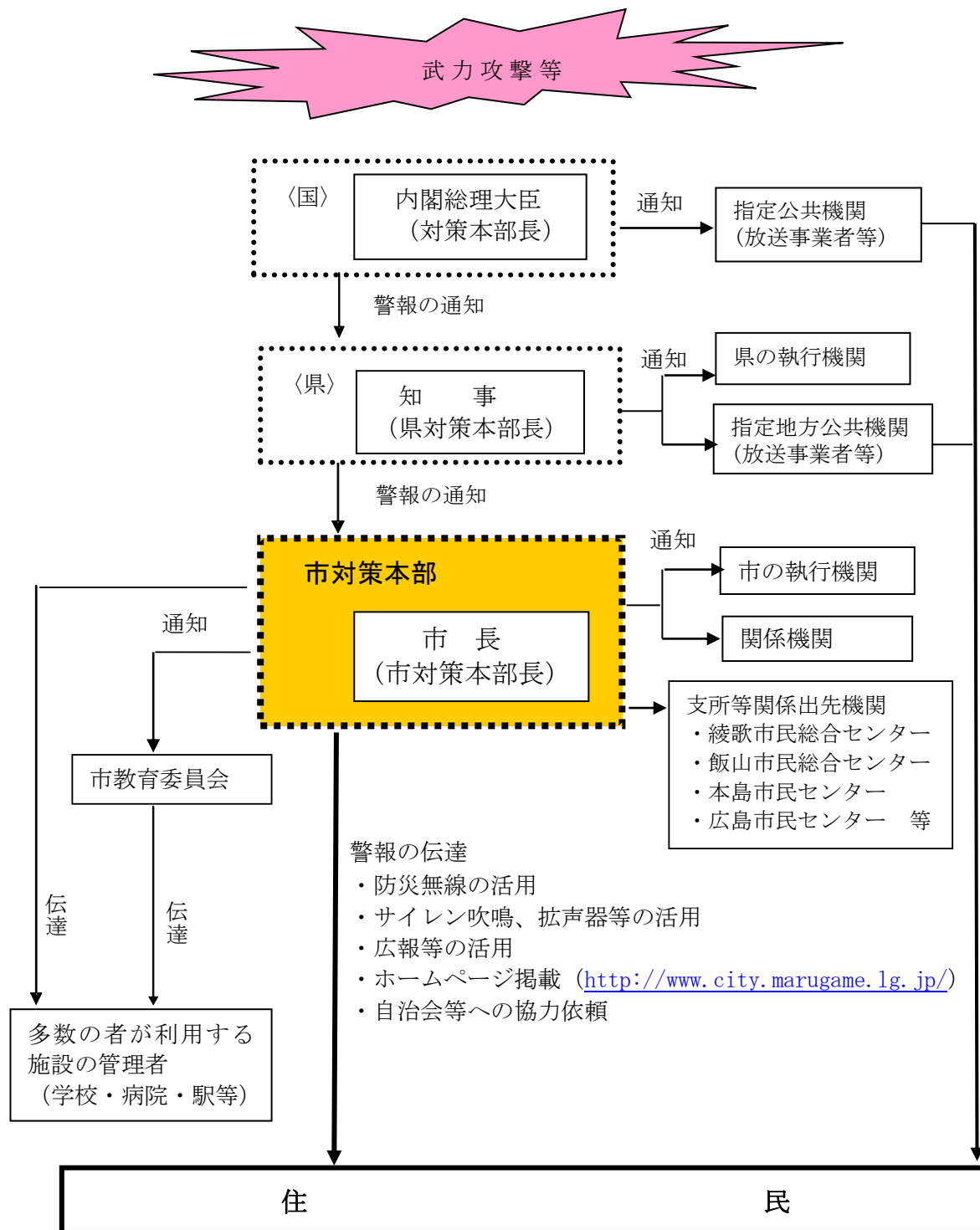
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校等の関係団体に、あらかじめ定められた伝達方法により、警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関とその他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.marugame.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

警報の伝達・通知に関する措置関連図



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知するものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も活用するものとする。

なお、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信される場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

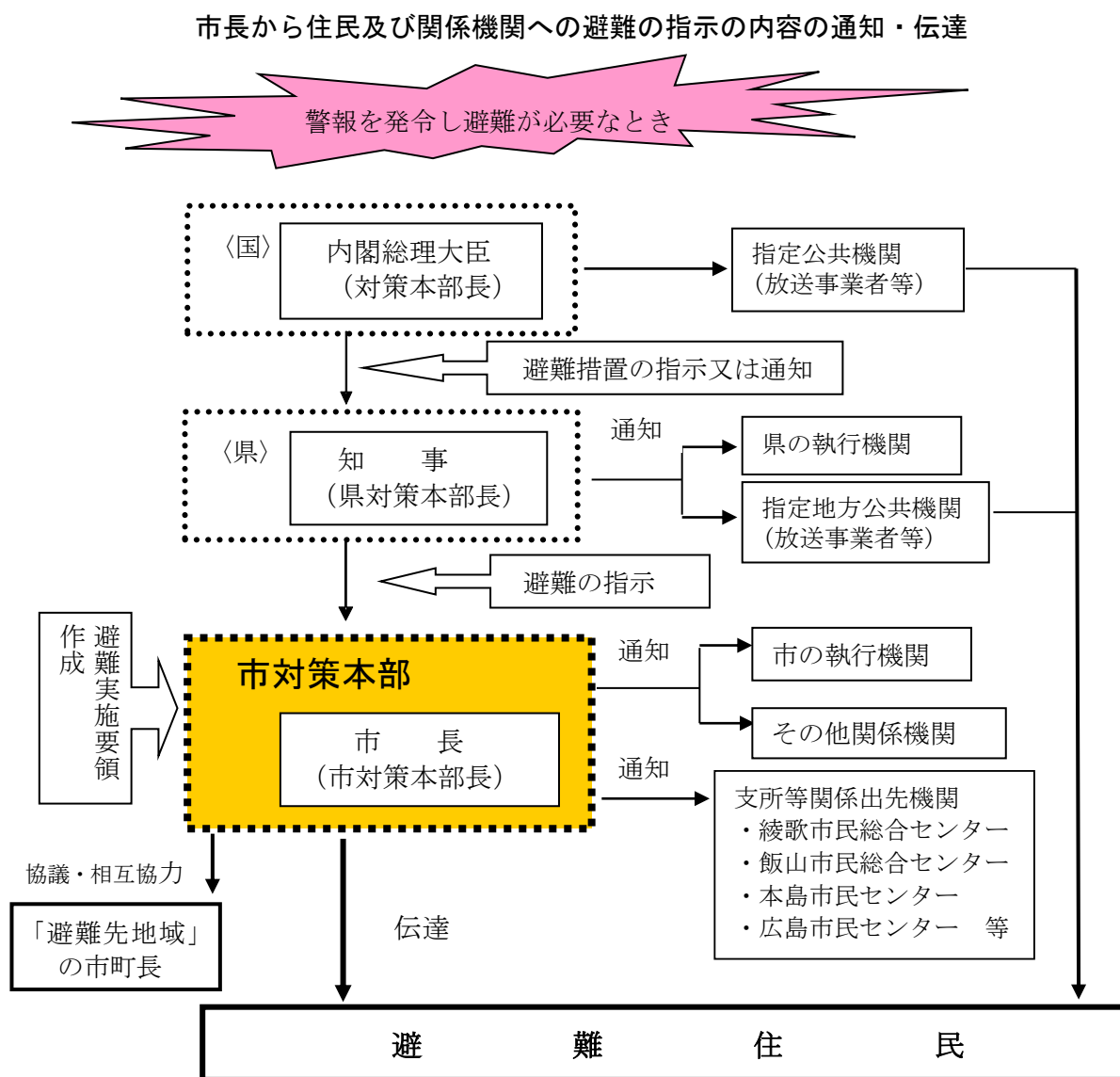
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を保護するための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した状況を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、坂出海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

・特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難：運送事業者である指定地方公共機関等による運送）

⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者班の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

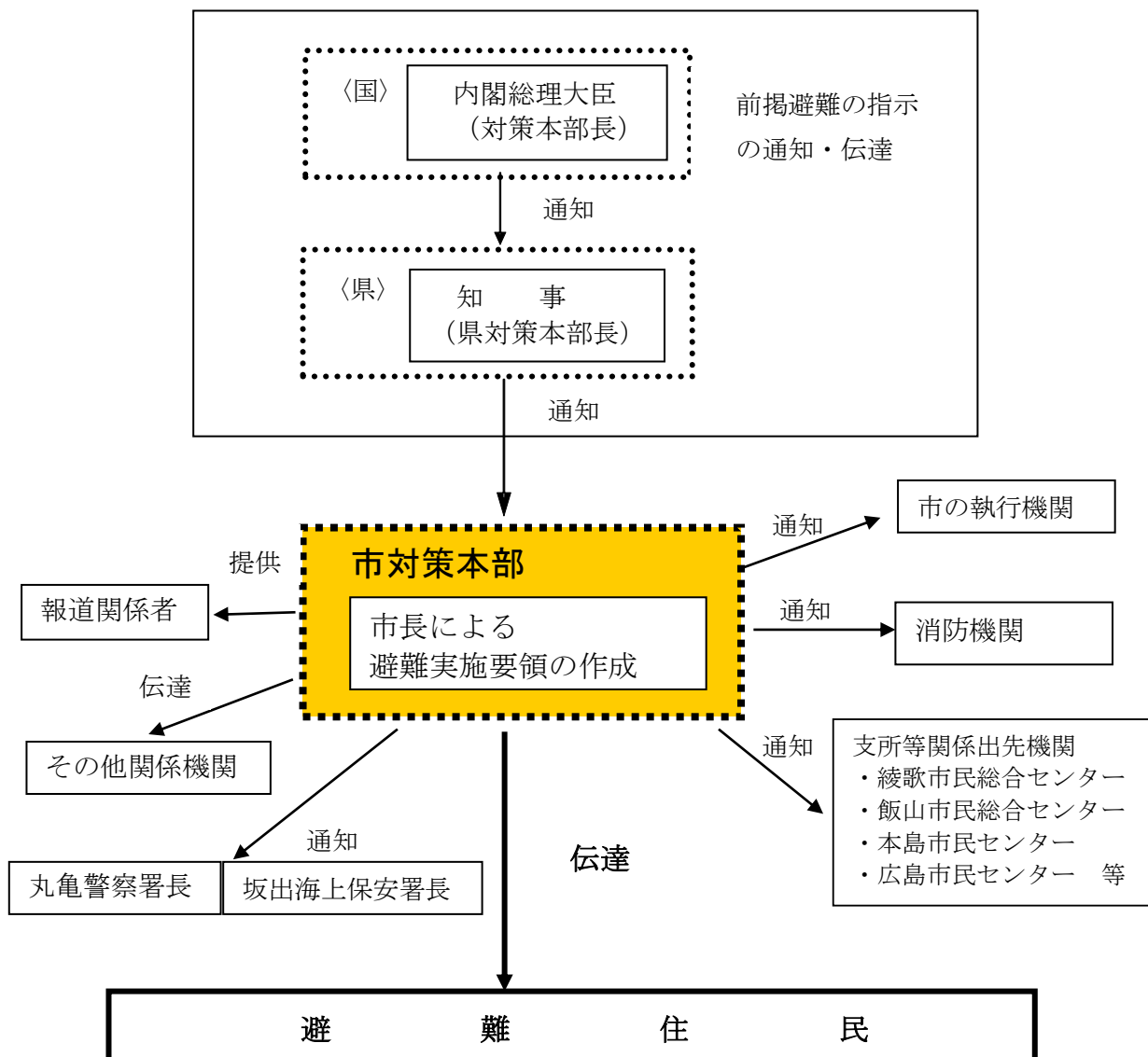
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、知事、警察署長、坂出海上保安署長及び自衛隊香川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

市長から住民及び関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、コミュニティ、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減に努める。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、坂出海上保安署長又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。また市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、自治会、コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する可能性がある場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

また、市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイルによる攻撃、航空攻撃の場合

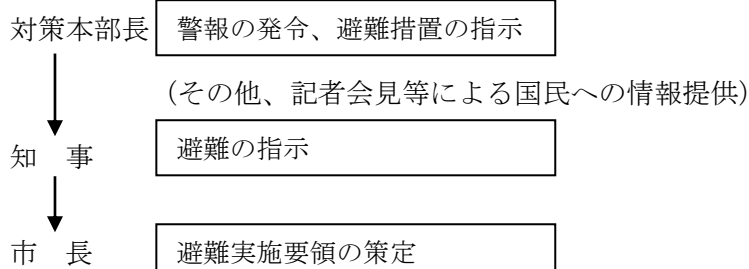
【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

① 弾道ミサイル攻撃においては、住民は屋内に避難させることを基本とする。また、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であることから、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは本市にも着弾の可能性があるあり得るものとして、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させるものとする。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領では、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することを主な内容とする。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県から新たな避難の指示がある場合は、その内容に沿って他の安全な地域へ避難住民を誘導する。このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

【航空攻撃の場合】

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示を出すものとする。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて避難実施要領を策定し、最終的には、要避難地域の外に避難住民を誘導する。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害がおよぶおそれがある地域については、攻撃当初は一次的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難住民を誘導する。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待つて対応することが必要である。このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として検討する。

- ・ 離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）
- ・ 市長は、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知することを中心とした避難措置を行う。

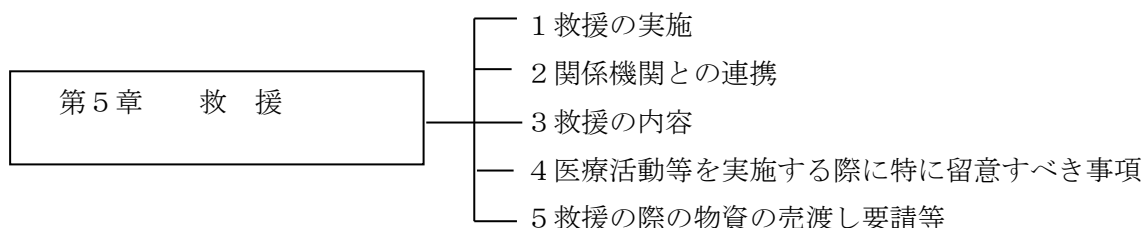
NBC攻撃の場合における住民の避難

NBC攻撃の場合の避難においては、市長は、知事からの攻撃の特性に応じた避難の指示に基づいて、避難住民の誘導を行う。この場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意する。

第5章 救援

市は、武力攻撃事態等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行うこととされている救援の実施に関する事務の一部を市長が行う場合、又は知事の実施する救援の補助を行う場合における関係機関との連携、救援の内容等について以下のとおり定める。

計画の体系



1 救援の実施

(1) 救援の事務の一部を市長が実施する場合

市長は、知事が知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととし、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで市長が実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事の実施する救援の補助

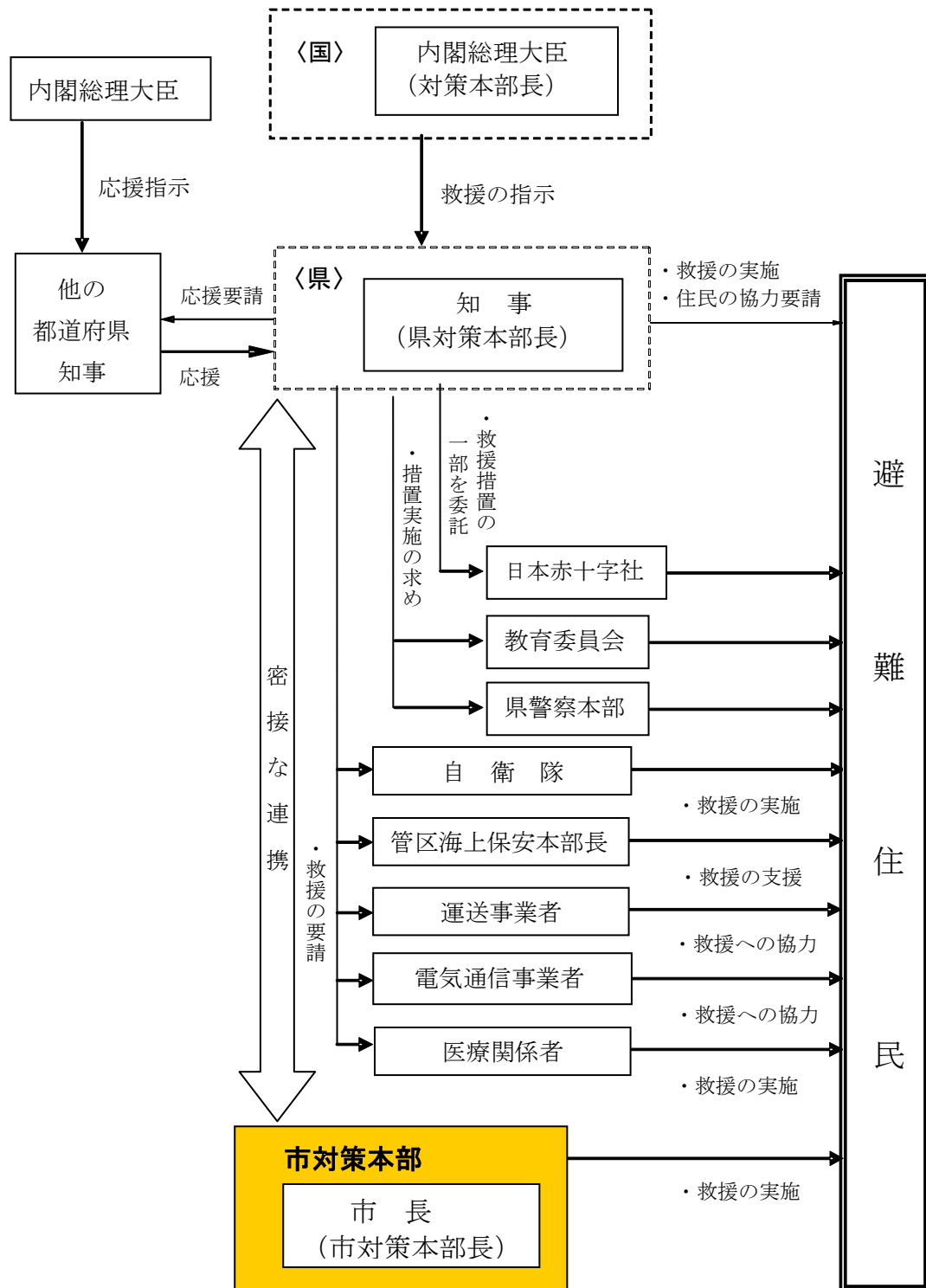
市長は、上記で実施することとされた救援の措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは

困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

救援に関する措置関連図



2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年10月1日内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、また、市地域防災計画に準じて救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に当たっては、県と連携し、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

実施内容及び詳細
・避難所の開設 (住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の確保
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に配慮した構造及び設備を有した、長期避難住宅等の確保
・収容期間が長期にわたる場合の対応 (長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握)
・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
・提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

実施内容及び詳細
・食料等の備蓄物資の確認
・飲料水等の備蓄物資の確認
・生活必需品等の備蓄物資の確認
・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
・提供対象人数及び世帯数の把握
・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

実施内容及び詳細
・医薬品及び医療用資機材の所在の確認
・被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
・避難住民等の健康状態の把握
・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
・医薬品及び医療用資機材が不足した場合の対応
・医薬品及び医療用資機材の引渡し場所や一時集積場所の確保
・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
・NBC対応資機材の所在の確認等

④ 被災者の捜索及び救出

実施内容及び詳細
・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携
・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

実施内容及び詳細
・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応 （「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
・県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

実施内容及び詳細
・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
・聴覚障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

実施内容及び詳細
・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
・応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

実施内容及び詳細
・児童生徒の被災状況の収集
・不足する学用品の把握
・学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の搜索及び処理

実施内容及び詳細
・死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
・被災情報、安否情報の確認
・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
・死体の処理方法 （死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
・死体の一時保管場所の確保

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

実施内容及び詳細
・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
・ 障害物の除去の施工者との調整
・ 障害物の除去の実施時期
・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、救護に関する総合調整や必要な医薬品の確保などの実施のほか、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

- ① 核攻撃等の場合の医療活動

実施内容及び詳細
・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細
・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置 (必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)
・ 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細
・ 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、市長が行うこととされた救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用
(原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要)
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

(2) 指定行政機関の長等への要請

市長は、市長が行うこととされた救援を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、(1)に定める特定物資の確保を要請する。

(3) 公用令書の交付

① 公用令書による収用等の手続き

市長は、特定物資を確保し、又は土地等を使用する処分については、公用令書を交付して行う。

② 公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、施行令に基づき実施する。

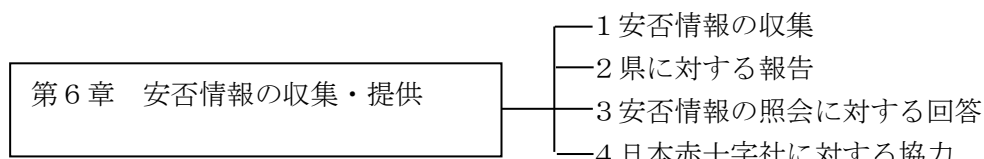
(4) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

計画の体系



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市の区域内にある医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

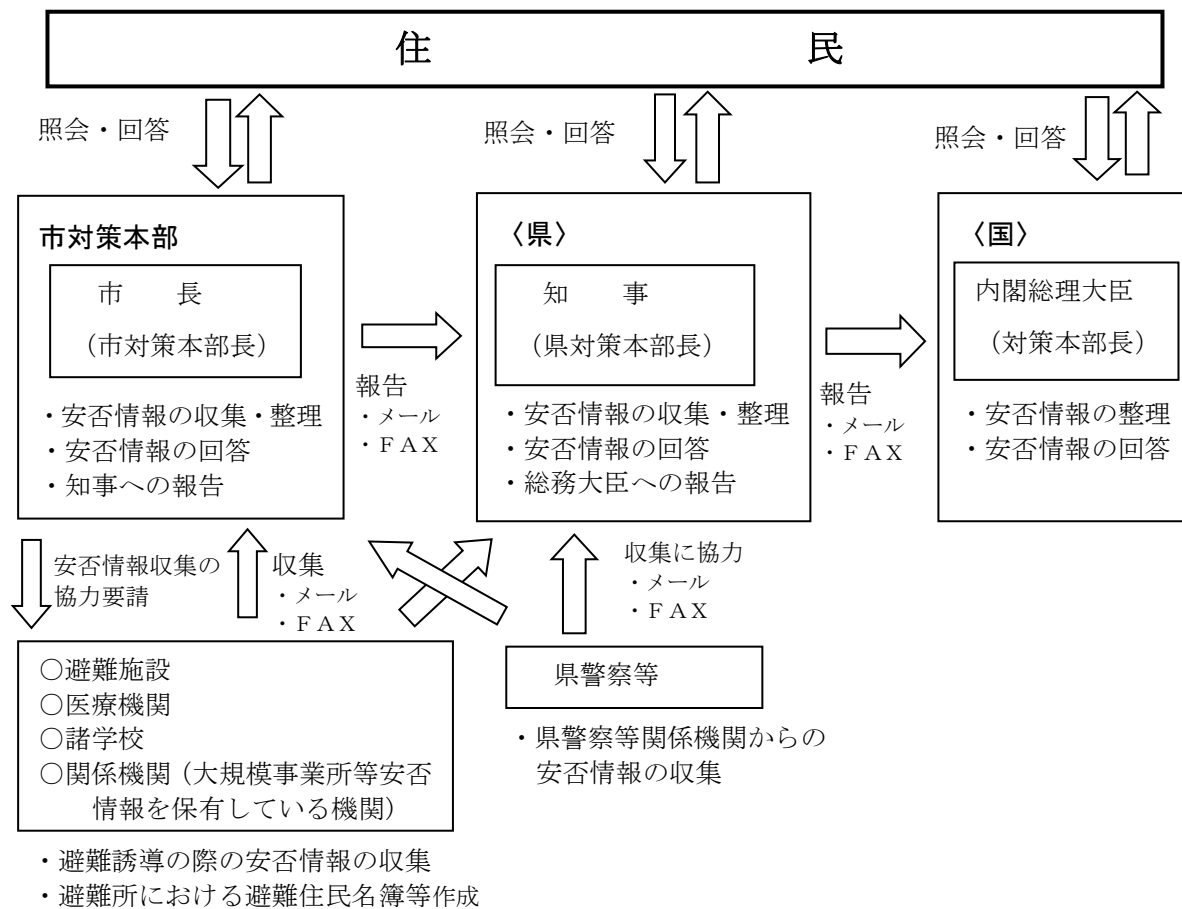
(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

安否情報の収集に関する措置関連図



収集項目

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
 - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 遺体が安置されている場所

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編：安否情報省令に規定する様式第3号

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

資料編：安否情報省令に規定する様式第4号

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者（以下、この項において、「本人」という。）の同意があるとき、本人の安否を家族等の関係者に伝えることが本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき（本人が意識不明である場合や、照会対象者が非常に多数で照会への迅速な対応には本人同意の確認作業を行うことが著しく不合理である場合など）、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編：安否情報省令に規定する様式第5号

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

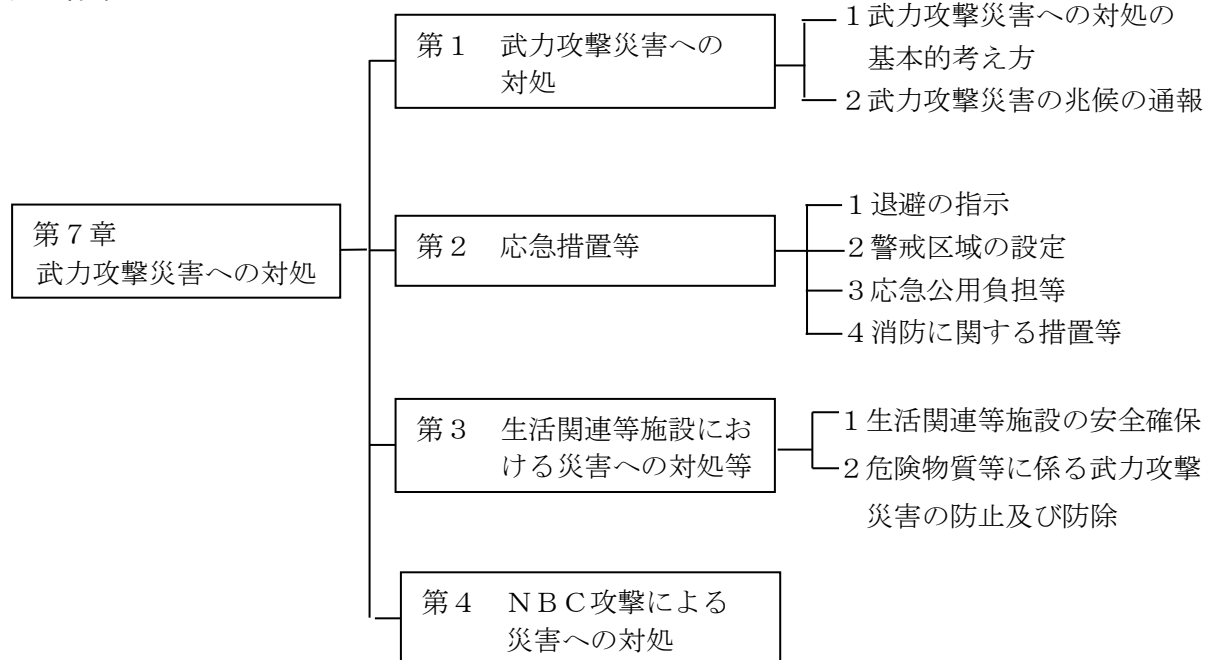
4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、本章3項(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

計画の体系



第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃災害に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×番地、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下施設など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×番地、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

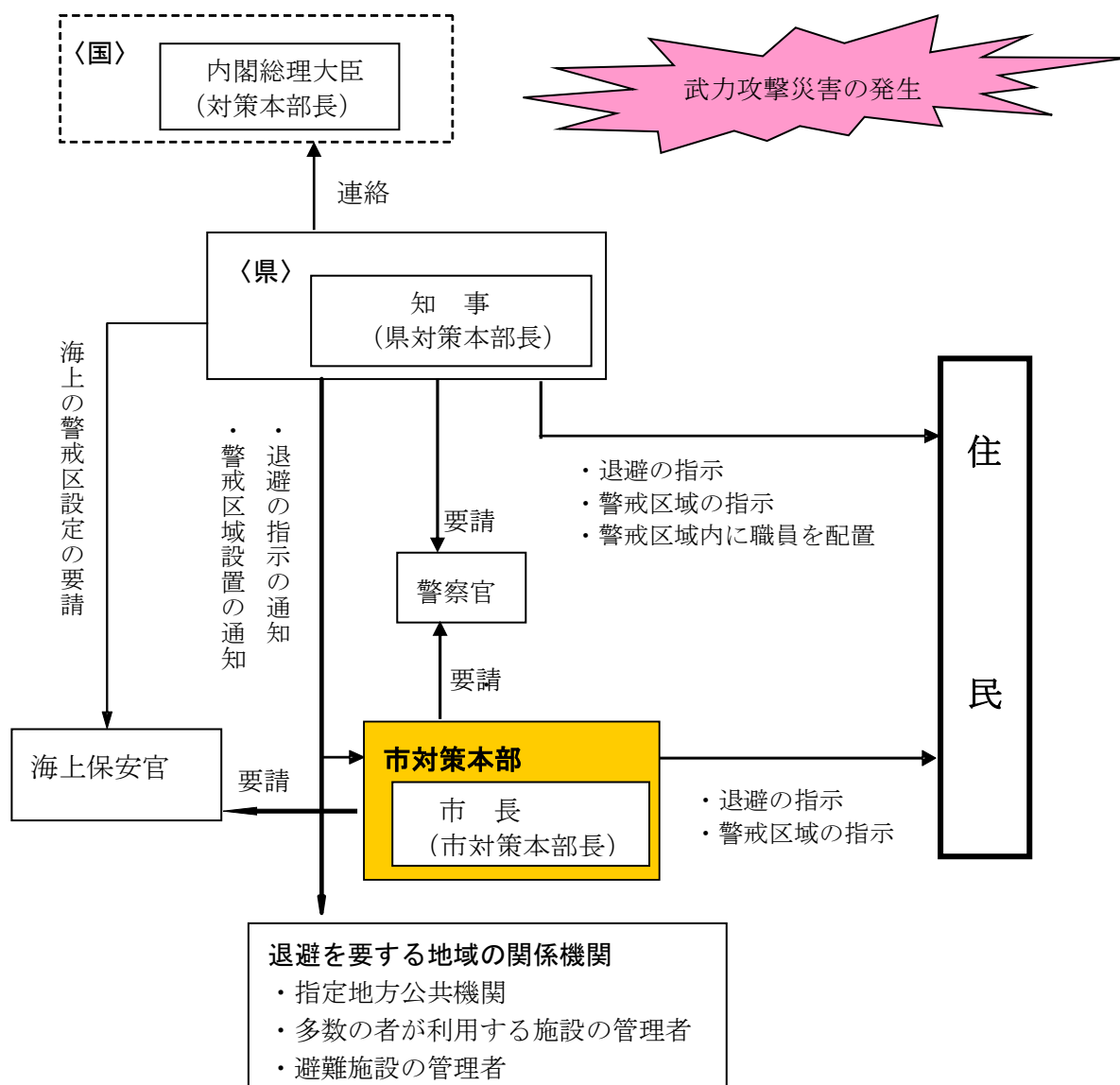
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図



2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえてその範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備及び物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関はその施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、本項（3）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ態勢の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する支持が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市が被災していない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・設備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県、その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

また、中讃広域行政事務組合が管理する生活関連等施設については、市は、他の構成市町（善通寺市、まんのう町、琴平町、多度津町）及び中讃広域行政事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置**【対象】**

- ① 本市区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市区域のみの設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の動物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びの当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの、又は国民保護法施行令第28条第2項に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、本項(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

市長の権限表

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

権限行使時に掲げる事項表

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

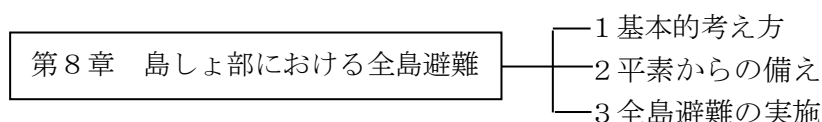
市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 島しょ部における全島避難

本市には、本島、牛島、広島、手島、小手島の5有人島が存在する。全島民数は約450人である。夏季には、観光客等の一時滞在者も見られる。

これら島しょ部における武力攻撃災害への対処に当たっては、的確かつ迅速に避難措置を行うため、全島避難等の事項について以下のとおり定める。

計画の体系



1 基本的考え方

(1) 計画的な全島避難

島しょ部については、武力攻撃事態等において避難措置の指示を受けたときは、全島民（島内に一時的に滞在しているものを含む。以下「島民等」という。）を計画的に市内もしくは近隣市町へ避難させることを基本とする。

(2) 現地対策本部の設置

市長は、全島避難を行うにあたっては、必要に応じて現地対策本部を設置するなど、要避難地域の住民と連携・協力し、島民等の全島避難を円滑に実施する。

(3) 住民の生命、身体及び財産の保護

市は、他の防災関係機関とともに、全島避難等に関する総合的な施策の推進を図り、武力攻撃災害から島民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

2 平素からの備え

(1) 情報の収集及び伝達

市は、武力攻撃事態が発生した場合、国、県、近隣市町、その他の防災関係機関と正確な情報収集及び伝達が可能となるように連絡体制を整備するとともに、市対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

また、市は、武力攻撃災害により、中継所の破壊等が行われた場合の通信の途絶えを補完できる通信体制を整備する。

(2) 基礎的資料の収集・整備

市は、島しょ部においては、以下の資料を準備する。

- ・市内及び近隣市町の主要な港湾施設に関する資料
- ・全島避難時に使用する船舶等の輸送能力に関する資料
- ・島内にある港湾等までの輸送体制に関する資料

(3) 警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備

市は、警報及び避難の指示等の漁業従事者に対する伝達が円滑に行われるように、漁業協同組合との連絡体制づくりを図るとともに、管区海上保安部本部との連携体制を確保する。

3 全島避難の実施

(1) 全島避難の実施

市は、全島避難を実施するに当たり、第4章第2 避難住民の誘導等に準じて、避難の指示の通知・伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導等の避難措置を円滑に実施する。

市は、避難措置の実施にあたり、相互応援協定を締結している市町に対して応援を要請するなど、島民等を安全・確実に避難させるための調整を行う。

また、高齢者、障害者等の避難を万全に行うために、自治会、コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険担当者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を確実に行う。

(2) 関係機関との連携

① 市は、離島住民の避難のための輸送力の確保に努める。また、以下の情報について、県対策本部に早急に連絡する。

- ・避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

② 市は、県と連携し、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

(3) 安否情報の収集及び照会・回答

市は、全島避難にあたっては、特に避難者漏れの防止について留意する必要があることから、次の事項に留意して、安否情報の収集及び照会・回答を行う。

- ・避難者名簿の作成
- ・避難島民等を誘導する職員の避難者名簿の携行

(4) 避難者に関する留意事項

市は、全島避難における避難生活において、全島避難の特性にかんがみ、次の事項について特に留意する。

- ・避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供
- ・早い段階から市営住宅等を提供できる態勢の確保

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

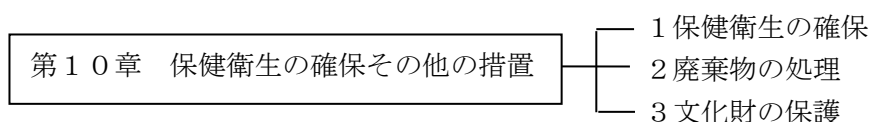
- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、消防車両を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

計画の体系



1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師び薬剤師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害により発生した廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

3 文化財の保護

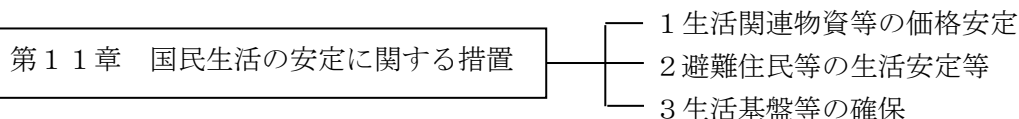
市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が県を通じて武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、県を通じて速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

計画の体系



1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免猶予、育英資金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法令及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者、工業用水道事業者である地方公共団体等と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務等を行う者に対して、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等（法第158条）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(イ) 身分証明書

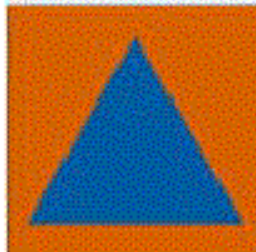
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

(ウ) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形)

オレンジ色地に
青の正三角形



表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字表彰等及び特殊標章等に係る事務の運用のガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。